

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年11月27日

水 曜 日

第 3696 号

目 次

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 1
- 県営土地改良事業換地計画書の縦覧 2
- 地籍調査の成果の認証 3
- 道路の区域変更 4
- 道路の供用開始 5

公 告

- 条件付き一般競争入札の実施 6
- 公共測量の終了 15

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第463号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

布施爪(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
魚津市		布施爪	三番割	794番	標柱1号
		〃	日ナタ平	19番4	標柱2号
		〃	〃	18番2	標柱3号

		〃	山越	787番 2	標柱 4 号
		〃	〃	787番 1	標柱 5 号
		〃	〃	779番 1	標柱 6 号
		〃	〃	182番	標柱 7 号
		〃	〃	167番	標柱 8 号

(砂 防 課)

富山県告示第464号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営経営
体育成基盤整備事業高善寺地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用
する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年11月28日から

平成25年12月27日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります）。、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第465号

地籍調査の成果の認証について

上市町における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成25年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 調査を行った者の名称
上市町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から
平成25年3月27日まで
- 3 成果の名称
上市町若杉の一部外の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
上市町若杉の一部外
- 5 認証年月日
平成25年11月13日

富山県告示第466号

地籍調査の成果の認証について

砺波市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成25年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 調査を行った者の名称
砺波市
- 2 調査を行った時期
(1) 砺波市庄川町庄の一部(若宮②)

平成21年 5 月 1 日から

平成25年 3 月25日まで

(2) 砺波市庄川町庄の一部地区(広谷①)

平成22年 5 月25日から

平成25年 3 月25日まで

3 成果の名称

(1) 砺波市庄川町庄の一部(若宮②)の地籍図及び地籍簿

(2) 砺波市庄川町庄の一部地区(広谷①)の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

(1) 砺波市庄川町庄の一部(若宮②)

(2) 砺波市庄川町庄の一部地区(広谷①)

5 認証年月日

平成25年11月13日

富山県告示第467号

道路の区域変更について

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 滑川上市線	滑川市下梅沢 583番から	変更前		最大 10.4	133.6	新川土木 センター
	滑川市下梅沢 265番4まで			最小 6.4		
		変更後		最大 11.0	133.6	
				最小 10.4		

県道 富山立山公園線	中新川郡立山町二ツ塚 292 番 4 から	変更前	最大 12.5 最小 9.4	142.3	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町田添 105番 14まで	変更後	最大 14.0 最小 10.1		
県道 立山水橋線	中新川郡立山町田添 105番 14から	変更前	最大 12.5 最小 9.4	142.3	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町二ツ塚 292 番 4 まで	変更後	最大 14.0 最小 10.1		

富山県告示第468号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 滑川上市線	滑川市下梅沢 583番から 滑川市下梅沢 265番4まで	平成25年11月27日	新川土木 センター
県道 富山立山公園 線	中新川郡立山町二ツ塚 292番4から 中新川郡立山町田添 105番14まで	平成25年11月27日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 練合宮尾線	富山市四方荒屋2667番2から 富山市四方荒屋2600番2まで	平成25年11月28日	富山土木 センター

国道 415号	富山市四方荒屋2596番から 富山市四方荒屋2586番まで	平成25年11月28日	富山土木 センター
------------	----------------------------------	-------------	--------------

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

条件付き一般競争入札の実施について

富山県立中央病院中央病棟屋上ヘリポート用エレベータ設置工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、公告します。

平成25年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 富山県立中央病院中央病棟屋上ヘリポート用エレベータ設置工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 建築一式工事
- (4) 工事概要 ヘリポート用のエレベータ設置及び関連する建築・電気設備・機械設備
- (5) 工 期 契約を締結した日から平成26年3月26日まで
- (6) 予定価格 72,010,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有
- (8) そ の 他

ア この工事の請負額については、富山県が先行発注した下記工事（以下「現工事」という。）の受注者が現工事の工事完成日（工事完成届に記載された完成年月日をいう。）までにこの工事についても受注した場合には、全工事の設計額の合計額より定まる率によって算定した諸経費等から、現工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再積算し、変更するものとする。

富山県立中央病院厚生棟及び医療交流棟耐震補強等改修建築工事、同電気設備工事及び同空調設備その他工事

富山県立中央病院中央病棟及び診療棟改修建築工事、同電気設備工事
及び同機械設備工事

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における平成 25・26 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事の等級が A の者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間に、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 入札参加資格確認書（様式第 2 号）

ウ 配置予定の技術者（様式第 3 号）

エ ウに記載されている配置予定の技術者の資格を証する書類（登録証、資格者証、合格証又は合格証明書の写し）を添付すること。

(2) 提出期間

平成25年11月28日（木）から同年12月9日（月）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課管財係

(4) 提出方法

書類の提出は、持参し、又は郵送（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着。）とする。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成25年11月27日（水）から平成25年12月18日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成25年12月11日（水）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成25年12月11日（水）から同月13日（金）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成25年12月17日（火）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

(1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、平成25年12月11日（水）に設計図書等は無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

(2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成25年12月12日（木）から同月18日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

8 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 平成25年12月20日（火）午後1時30分

(2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目 2 番78号

富山県立中央病院中央診療棟23会議室

9 入札の方法等

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の 100分の 5に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1 回とする。

10 工事費内訳書の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。

(2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札

(2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第 6 条各号のいずれかに該当する入札

(3) 2(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を

した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得(予定価格事前公表試行工事)第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

落札決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、当該落札者とは、契約を締結しないことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
 - (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
 - (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
 - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
 - (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7(3)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
 - (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。
-

(様式第 1 号)

平成25年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工 事 名 富山県立中央病院中央病棟屋上ヘリポート用エレベータ設置
工事
2. 履行期限 平成26年3月26日まで

(提出者)

業者番号
業者名称
業者郵便番号
業者住所
役職名
代表者氏名
代表電話番号
代表 FAX 番号
部署名
商号 (連絡先名称)
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号
連絡先 E-Mail
添付資料

(様式第 2 号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事名 富山県立中央病院中央病棟屋上ヘリポート用エレベータ設置工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第 167条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	(該当 ・ 非該当)
②富山県東部(富山土木センター(立山土木事務所を含む。))管内又は新川土木センター(入善土木事務所を含む。))管内)の区域内に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。	(該当 ・ 非該当)
③富山県における平成25・26年度建設工事競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、建築一式工事の等級がAの者として登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
④入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	(該当 ・ 非該当)
⑤会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。	(該当 ・ 非該当)

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

(様式第 3 号)

配置予定の技術者

称号又は名称

	現場代理人	主任技術者等
技術者氏名		
最終学歴		
法令による免許		
採用年月(雇用期間)	年 月 (年 ヶ月)	年 月 (年 ヶ月)

注 (1) 現場代理人は、現場に常駐できる者を記載すること。

(2) 主任技術者等とは、建築一式工事に係る主任技術者又は監理技術者又は監理技術者のことをいい、発注者から直接工事を請け負い、そのうち 3,000万円(建築一式工事にあつては、4,500万円)以上について下請契約をした上で工事を施工しようとするときは、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。

(3) 現場代理人と主任技術者等とは兼務することができる。

(4) 法令による免許については、免許を証する書面の写しを持参又は郵送により提出すること。なお、監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(表・裏)の写し(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証(表・裏)の写し)を持参又は郵送により提出すること。

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、入善町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成25年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（都市計画）

2 作業期間

平成25年 6 月15日から平成25年10月31日まで

3 作業地域

入善町地区一円

平成25年11月27日印刷発行

発 行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
電話富山 076—444—3153番
